

一般競争入札の実施（公告）

警察共済組合長崎県支部保健事業の業務委託について、一般競争入札に付するので、次のとおり公告する。

令和 7 年11月 5 日

警察共済組合長崎県支部長 遠藤 顕史

1 競争入札に付する事項

(1) 業務名

令和 7 年度特定保健指導業務委託

(2) 業務の仕様等

入札説明書による。

(3) 委託期間

初回面接の履行期間は、契約締結日から令和 8 年 3 月31日までとする。

特定保健指導の履行期間は、契約締結日から最終評価終了（途中で脱落や資格喪失等による途中終了も含む。）までとする。

2 入札の方法等

(1) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札執行回数は、3 回を限度とする。

(3) 入札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がない場合は、直ちに再度若しくは再々度の入札を行う。

(4) 電送及び郵送による入札は認めない。

(5) 代理人が入札する場合は、本人の委任状を提出するとともに、入札書には代理人の記名押印が必要であること。

3 入札の参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の 4 第 1 項各号のいずれにも該当しない者であること。

なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同項第 1 号の規定に該当しない者である。

(2) 令第167条の 4 第 2 項各号のいずれかに該当すると認められる者のうち、3 年を限度として知事が定める期間を経過しないもの又はその者を代理人、支配人その他

の使用人若しくは入札代理人として使用する者でないこと。

(3) 一般競争入札の参加者の資格等（令和 7 年11月 5 日（公告））に示した入札の参加資格審査を受け、入札参加資格を有している者であること。

(4) この公告の日から 8 の入札日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者でないこと。

(5) この公告の日から 8 の入札日までの間において、「長崎県警察が行う各種契約からの暴力団排除に関する事務処理要領」（令和 5 年 2 月17日付け崎組（暴排）第 7 号。以下「暴力団等排除に関する事務処理要領」という。）に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者でないこと。

4 当該契約に関する事務を担当する部局等の名称等

（名称）警察共済組合長崎県支部

（住所）〒850－8548 長崎県長崎市尾上町 3 番 3 号

（電話）095-820-0110 内線2780

5 契約条項を示す場所

4 の部局等とする。

6 入札説明書の交付

この公告の日から令和 7 年11月19日（水）までの間の午前10時から午後 5 時まで（土日を除く。） 4 の部局で随時交付する。

ただし、入札参加者が郵便切手貼付済みの返信用封筒を同封し、入札説明書の送付を依頼した場合は、郵送することができる。

7 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

8 入札の日時及び場所

（日時）令和 7 年11月26日（水） 午後 2 時00分開始

（場所）長崎県警察本部 3 階入札室

入札当日が悪天候（大雪、台風接近等）等の場合は、入札を延期することもあるので、事前に 4 の部局等に確認すること。

9 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積もった契約希望金額（契約希望単価に実施予定回数を乗じた金額に当該金額の消費税及び地方消費税を含む。）の100分の 5 以上の金額を納付すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

ア 警察共済組合長崎県支部長を被保険者とする入札保証保険契約（契約希望金額の100分の 5 以上）を締結し、その証書を提出する場合

イ 開札日の前日から前々年度までの間において、地方公務員共済組合又は国家公

務員共済組合との間に、当該契約とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上締結し、その内容を証明するもの（2件以上）を提出する場合

(2) 契約保証金

契約金額（契約単価に実施予定回数を乗じた金額に当該金額の消費税及び地方消費税を含む。）の100分の10以上の金額を納付すること。ただし、保険会社との間に警察共済組合長崎県支部長を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の100分の10以上）を締結し、その証書を提出したときは契約保証金の納付を免除する。

10 入札の無効

次の入札は、無効とする。

なお、次の(1)から(7)までにより無効となった者は、再度の入札に加わることはできない。

- (1) 競争入札に参加する者に必要な資格のない者が入札したとき。
- (2) 入札者が法令の規定に違反したとき。
- (3) 入札者が連合して入札をしたとき。
- (4) 入札者が入札に際して不正の行為をしたとき。
- (5) 入札者が他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をしたとき。
- (6) 指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者が入札したとき。
- (7) 暴力団等排除に関する事務処理要領に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者が入札したとき。
- (8) 所定の額の入札保証金を納付しない者又は入札保証金に代わる担保を提出しない者のした入札であるとき。
- (9) 入札者又は代理人が同一事項に対し2以上の入札をしたとき。
- (10) 入札書に入札金額又は入札者の記名押印がないとき（入札者が代表者本人である場合に押印してある印鑑が届出済の印鑑でない場合及び入札者が代理人である場合に押印してある印鑑が委任状に押印してある代理人の印鑑でない場合を含む。）等、入札者の意思表示が確認できないとき。また、入札者（代理人を含む）の押印が省略されている場合は、開札時に本人確認（確認書類（運転免許証・マイナンバーカード・パスポート・顔写真付きの社員証等）による。）ができないとき。
- (11) 誤字、脱字等により入札者の意思表示が不明瞭であると認められるとき。
- (12) 入札書の首標金額が訂正されているとき。
- (13) その他入札書の記載事項について入札に関する条件を充足していないと認められるとき。

11 入札者が代理人である場合の委任状の提出

入札者が代理人である場合は、委任状の提出が必要である。適正な委任状の提出が

ない場合、代理人は入札に参加することができない。

12 落札者の決定方法

- (1) 長崎県財務規則（昭和39年長崎県規則第23号）第97条の規定に準じて作成された予定価格の制限の範囲内で入札をした者のうち、最低総価格である者を契約の相手方とする。
- (2) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札執行事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- (3) 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けた場合又は受けることが明らかとなった場合、落札決定を取り消すこととする。
- (4) 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、暴力団等排除に関する事務処理要領に基づき排除措置を受けた場合又は受けることが明らかとなった場合、落札決定を取り消すこととする。

13 その他

- (1) 契約書の作成を要する。
- (2) その他、詳細は入札説明書による。